

令和3年7月9日

公益財団法人神奈川県老人クラブ連合会
理事長 樋口 恢作 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年7月8日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)に基づくまん延防止等重点措置が令和3年8月22日まで延長されました。それを受け、本県では令和3年7月8日に県対策本部会議を開催し、7月12日から対象区域を横浜市、川崎市、相模原市、厚木市とし、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

事業者の皆様への要請・働きかけ事項は別紙のとおりですので、貴団体におかれては該当事項について引き続きご対応いただくとともに、貴団体の構成員等へもお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、次のサイトで老人クラブの活動の再開、継続に向けたリーダー・主催者の皆さんに役立つ情報をまとめておりますのでご活用ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/documents/roujinclub.html>

別添

- 1 知事メッセージ (令和3年7月8日)
- 2 特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針 (令和3年7月8日改定)
- 3 事業者の皆様へ
- 4 飲食店等の事業者のみなさまへ

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
高齢福祉グループ 春川、長沼
電話 045-210-4846 (直通)